

## 港区役所職員改善提案要綱

### (目的)

1. この要綱は、区行政運営に対する職員の意見及び改善・改革の提案を奨励し、もって、職員の行政運営の参加意識を高めるとともに、行政運営の改善、業務効率の向上（元気アップ）を図ることを目的とする。

### (提案の内容)

2. 提案の内容は、行政各般の業務に関する考案、工夫、改善および企画提案、提言等を対象とする。

(2) 提案の内容は、実施前のものであるか、実施中のものであるかを問わない。

### (提案の資格)

3. 提案は、職員が単独で、又は他の職員と共同してすることができる。

### (提案の期間)

4. 提案の期間は、年間を通じて行うことができるものとする。ただし、特に必要があると認めた場合には、特定の課題を定め、期間を定めて募集することができる。

### (提案の方法)

5. 提案は、「職員改善提案シート」に必要事項を記入し、必要に応じて参考資料を添付のうえ、事務局（総合企画担当）に提出するものとする。

### (提案の審査)

6. 提案の審査は全職員による投票結果をふまえて、区経営会議によって行うものとする。

(2) 提案の審査は、8月に提案をとりまとめ行うものとする。

- (3) 審査の対象となる提案は、職員の創意工夫により実施可能な身近な改善事例とする。

- (4) 審査の結果、優れていると認められた提案については、区経営会議において実施に向け検討するものとする。

### (表彰)

7. 上記の審査により、優れていると認められた提案事項の提案者を9月に表彰する。

- (2) 表彰の区分は（別表1）に掲げる区分とし、提案の内容に応じて区経営会議が決定する。

### (別表1)

最優秀賞・・・1名

優秀賞・・・1名

優良賞・・・1名

奨励賞・・・1名

## 附則

この要綱は平成 19 年 9 月 7 日から施行する。  
この要綱は平成 20 年 10 月 27 日から施行する。  
この要綱は平成 21 年 10 月 23 日から施行する。  
この要綱は平成 22 年 11 月 16 日から施行する。  
この要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。